協会だより

第40号

2011.10.25

(社)東京都設備設計事務所協会

編集・発行：広報・情報委員会

http://www.met.gr.jp

〒102-0072 東京都千代田区飯田橋1-5-6 協和ビル3F

TEL.03-5276-1400　FAX.03-3239-0245

日設事協、技術者協　前田国交大臣を表敬訪問、面談

(社)日本設備設計事務所協会と(社)建築設備技術者協会は9月6日、新たに任命された野田内閣の前田武志国土交通大臣を表敬訪問しました。生憎なことに大臣は、台風12号による被害を受けられた地域に赴かれ不在でした。しかし、その日、建築設備士資格問題で大変お世話になっている川内博史代議士を議員会館事務所にお訪ねし、次の要望書をお渡しし説明しました。「国土交通省　土地･建設産業局　建設業課が行っている技術者制度検討会でまとめられた報告書」で、「建築設備士が国家資格でないその他資格に位置付けられている」ことに対する是正を求めたものです。合わせて建築設備士が「建築基準法12条の建築設備検査資格者と同等に定期点検、報告をできる資格にする」「改正省エネ法の登録建築物調査機関の調査員になれる」ことを要望しました。これに対し、国交省から9月8日に、土地･建設産業局が位置づける資格については、住宅局建築指導課と協議し「建築設備士を国家資格として扱うことになった」、建基法12条の点検資格者は、「建築設備検査資格者の講習を受ける際、一日の参加で済むよう改善し、検査資格者に追加する省令改正は、今後その方向で検討する」、改正省エネ法については「平成25年の見直し時に追加を検討する」とされました。非常にまだるっこい感じを受けますが、建築設備士資格が確実に一歩前進したことになります。

その後、川内代議士のご配慮により9月22日、前田大臣との面会が、延長国会の大変お忙しい中、貴重な時間を割いていただき行われました。国交省からは井上住宅局審議官、井上建築指導課長、遠山同課長補佐が同席しました。設備関係協会側からは日設事協の西田会長、服部副会長、技術者協の中尾専務理事など5名が面談に参加しました。会談は前田大臣が発言されている「公共建築物のゼロエネルギー化」を中心に進められたとのことです。これに関連して大臣からは、被災地の復興だけでなく、「省エネが進んだ低炭素循環社会に舵を切るためゼロエネルギー化を進める」べきです。「設備設計の皆さんにもお力を発揮してもらわなければならないと思います」と言っていただきました。また、大臣はこれに伴い建築設備士資格についても「法の見直しは、今やってもらっているんですよね」と井上審議官に発言を求めました。審議官は「今は学者の先生方で議論してもらっている。次は関係の方々にも議論に加わってもらう予定です」と答えています。大臣は「川内さんにもお手伝いいただいて、良いものにしていきましょう」と発言されたとのことです。日設事協の西田会長と鹿児島で同郷の川内代議士、お二人の関係は建築設備技術者にとって本当に心強いものがあります。その上に、前田国交相は国交省出身で設備関係にも理解が深く、日設事協の賀詞交歓会などにもご出席いただき、友好な関係を築いているだけに、大きな期待をいだかせます。

委　員　会　の　報　告

8月23日発行の「協会だより39号」以降の各委員会では、次のような活動、審議、報告を行いました。

＜総務委員会＞
1．平成23年度の事業計画の執行と収支について
2．一般社団法人への移行に向けた定款変更(案)について
3．役員選挙について

＜業務環境改善委員会＞
1．オープンデスク･インターンシップの活動について
2．消防設備士試験準備講習会(甲種4類)について
3．建築設備賠償責任保険について

＜環境･技術委員会＞
1．セミナー･実施見学会の検討

＜公益･事業委員会＞
1．技術セミナーについて

＜広報･情報委員会＞
1．会誌MET14号について
2．協会だより40号への情報収集
3．BIMセミナーの検討
4．ホームページの情報更新

＜賛助会＞
1．協会の最近の動きについて
2．賛助会データベースについて

●「建築設備士の日」の制定記念イベント●

協会だより38号でもお知らせしましたが、11月18日は「建築設備士の日」として制定されました。これを記念し、本年同日(金)には、芝浦工業大学　交流棟(江東区豊洲3－7－5)で、主催を建築設備6団体協議会(予定)として制定記念行事を開催することになりました。記念式典(無料　定員600名)では、東京大学の鎌田元康先生による講演会とシンポジウム「建築設備士が語る　注目のプロジェクト･技術」が行われます。この後、記念祝賀会(参加費5,000円　定員300名)も開催が計画されています。また、式典には前田国交相にも出席をお願いしており、緊急の重要案件などが発生しない限りご出席いただけそうです。多くの方が参加され盛大な式典になることを期待します。

●日設事協　東日本大震災被災地各県に支援金●

(社)日本設備設計事務所協会は8月、東日本大震災で大きな被害を受けた地域の皆さまにお見舞いを申し上げるとともに、被災地の一日でも早い復興を願い、各県毎に100万円ずつの支援金を贈りました。支援金をお贈りした県は青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県の5県で、各県の設備設計事務所協会を通じ､それぞれ渡されました。これに対し各県知事からは、日設事協宛てに被災者のため有効に活用しますとするお礼状をいただいたとのことです。

●告示15号　低価格入札で形骸化も●

日刊建設通信新聞(9月15日)によれば「設計･監理の業務報酬基準となる国交省告示15号が施行されてから、2年半が経過した。全国の建築設計事務所98社を対象に実施した調査から、7割以上の事務所が同告示による算定より設計料が少ないと感じている。また、公共発注では、国や都道府県では基準に沿った運用がなされている一方、市町村には十分に浸透していない実態が浮き彫りになった。告示どおり予算が算定されている場合でも、その30%、ひどい時には10%で入札されるなど、過度の低価格入札により受託者自らが基準を無意味にしているケースがある」と報道されました。正に、自分で自分の首を絞める結果になり、下請けで業務をする設備設計者の立場や生活権をも脅かすことになります。建築、それを請ける設備ともども、意識改革をしていくことが求められます。

●今夏の電力供給結果について●

東日本大震災により火力発電所ならびに福島第一原子力発電所が被災したことから、経済産業省は、今夏、東日本の被災地に所在する契約電力が500kW以上の大口需要家に対して、電気事業法第27条に基づく「電力の使用制限」として「15%削減」を求めました。また、小口、家庭に対しては、使用制限の対象とならないものの、可能な限りの節電を要望しました。電力使用制限は当初、9月22日までとされていましたが、結果的には前倒しにして9月9日を持って終了しました。東電は、今夏の最大需用電力の見通しを5,500万kWとしましたが、結果としての最大値は4,922万kWでした。また、想定最大電力の90%を超えたのは1日だけだったと伝えられています。このような結果になったのは、前年に比べ、最高気温が低い日が多かったことが要因の一つとされています。その上で、大きかった要因は企業や家庭の努力だと推測します。東電の試算では、大口需要家600万kW(約29%)、小口需要家と家庭も含め約900～1,000万kWの節電効果があったとしました。うち、家庭では約100万kW(約6%)と分析しているようです。しかし、これを聞くと、東電が大口、小口需要家とする企業に気遣って、こちらを多目に評価して入るのに対し、家庭分は「需要のピークの昼間の在宅が低い」として、低い評価にしている感じを受けます。なぜならば家庭では、冷房は極力点けず、温度も高めで我慢し、中には熱中症で亡くなる方まで出ました。また部屋では余分な明かりは点けず、門灯も街灯も少なく、街は暗いものになりました。冷蔵庫も余分なものを入れず、温度設定も上げました。我が家でも、これまでと比べ確実に3割は節電されています。大多数の家庭がそのようであったと推測します。しかし、やはり大きかったのは、自動車業界が操業をシフトし、平日の木･金曜日を休みにしたことで、それぞれ約100万kWの節電効果があったとされています。また、電鉄各社が「節電ダイヤ」にしたこと、自動販売機では温度設定を変えたり、消灯したり、或いは節電型の「ヒートポンプ式自販機」を導入したり、企業の中ではサマータイムを導入し、電力のピーク時間帯を回避するなど、多方面の努力の結果が見られました。今冬、さらに来年以降も、無理のない範囲で、このような節電努力を続けられること願っています。

●住宅エコポイント制度復活へ●

日本経済新聞(9月9日)によれば「前田国交相は、省エネ住宅の新築･改修時に商品に交換できる『住宅エコポイント』について『2011年度第3次補正予算の中でやっていきたい』と、東日本大震災の被災地などを対象に、低迷する住宅投資の支援策を導入する考えだ。9月末に申請期間が切れる住宅金融支援機構が取り扱う長期固定金利型の住宅ローン『フラット35S』の1%優遇金利を、一部修正して10月以降に再開する意向を示した」とされています。この続版として同紙(9月17日)によれば「住宅関連業界では対応準備に取りかかる動きが出てきた。『制度が固まり次第、顧客向けの営業ツールを作成し、研修テーマとして取り扱う』『心強い追い風になる』『営業人員を増やす』などが寄せられている。また省エネに加え耐震を目的とした改修も新たにポイント付与の対象に含まれることから、『耐震診断士資格』の取得を促しているところも見られる」と伝えています。消費者に有効な政策は、企業が積極的対応する様子を見ることができます。

●新築建物に省エネ義務　国交省、20年度まで段階導入●

日本経済新聞(9月19日)によれば「国交省は不動産･建築業者に対し、住宅やビルなど全ての建築物を新築する際に、新たに作る省エネルギー基準を満たすよう義務付ける方針だ。断熱材などを活用し、冷暖房や照明に必要なエネルギーの消費量を一定水準以下に抑えるよう求める。省エネ基準を定める省エネルギー法を13年度中にも改正する方針で、経産省、環境省と細部をつめる。建築物が基準を満たしているかどうかの認定制度は12年度から始めるが、周知が必要なため、義務化は20年度頃になり、基準を満たさなければ建築を認めない。義務化までに基準を満たしている業者に対しては、建材購入などに掛かる費用の一部を課税所得から差し引く方向。個人には、住宅ローン減税の削減幅を広げるなど優遇策を検討する。既存の建物については、義務付ければ反発を招く恐れもあり見送るが、将来は既存住宅に省エネ性能の表示を義務付ける構想もある」と伝えています。新たな施策は設備業界にとっても福音となることを願います。

●20年25%削減を堅持　細野環境相兼原発事故担当相●

日刊建設通信新聞(9月6日)によれば「細野環境相兼原発事故担当相は就任会見で、『2020年に温室効果ガスを25%削減するとの目標を掲げた鳩山政権の考えは間違っていない』と述べ、『20年に25%削減』の目標を堅持する考えを示した。ただ、目標達成の前提となっていた原発の新増設と稼働率向上について、『どういう方法で道筋を開いていくのかは国民的な議論の中で方向性を見出していかないといけない』とした。また、国内の地球温暖化対策では『再生可能エネルギーをできるだけ早期にきちんと育てていくことが重要な課題だ』と指摘した。原発の再稼動は、安全性が確認されれば、認める考えを示したものの、『日本の原子力行政は地に落ちている。従来方針通り簡単に原発を稼動させる気はない。しっかりブレーキ役を果たす』と述べた」とされます。環境問題と原発問題、それぞれ異なる利害をどのように処理していくかが、日本の大きな課題です。

●京都議定書、EU延長支持　米中の参加が条件●

日本経済新聞(10月8日)によれば「ポスト京都議定書を話し合うCOP17が11月下旬、南アフリカで開催される。EUは議定書の延長について、国際的拘束力のある新議定書を採択するまでの『経過措置』と位置づけ、13年以降はひとまず議定書を延長し、一定期間後に新議定書に引き継ぐ案を明らかにした。そのため、京都議定書の延長期間、新議定書の発効時期や主な内容を盛り込む『行程表』を決定するよう主張する方針だ。EUは京都議定書の温暖化ガスの削減義務を負っていない米国、中国、インドなど『すべての主要排出国が削減･抑制目標を約束する』ことを、京都議定書延長受け入れの第1条件に挙げた。第2の条件は、途上国が強く支持してきたもので、13年以降の『第2約束期間』も京都議定書の主な内容を引き継ぎ、『市場メカニズムの活用』を指摘した。途上国の省エネ事業に協力する見返りとして先進国が追加的な排出枠がもらえるクリーン開発メカニズム(CDM)の継続が念頭にある」と伝えています。日本が福島第一原発事故の影響で、削減目標の対応が疑問視されているだけにCOP17が注目されます。